

## 鎌倉駅西ゾーン

### ■特性

- ・深沢地域へ続く西の玄関口。
- ・比較的こじんまりした施設が多く、駅東口に比べるとより人間的なスケール感がある。
- ・来訪者等が待ち合わせできるようなスペースの余裕に乏しい。
- ・御成小学校・市役所・中央図書館・福祉センター等公共公益施設が集積。

### ■まちづくりの方針

#### 「新たな拠点深沢とを結ぶ西の玄関口： 新しい鎌倉の歴史と文化の拠点ゾーン」

- ・親しみのある駅前広場及び周辺の整備
- ・御成小学校や市役所等公共公益施設用地を活用し未来に向けた新しい鎌倉の歴史と文化の拠点づくり

#### 1 古都の玄関口としての鎌倉駅構内の整備

- 1-1 プラットホームの上屋と床の改修
  - 1-2 エスカレーター等によるユニバーサルデザイン化（一部実施済）
  - 1-3 広告物の整序・デザイン化
  - 1-4 線路沿いの緑化・修景
  - 1-5 駅出入口の名称変更の検討 例) 若宮口、御成口
- (鎌倉駅東ゾーンの1と同じ)

#### 2 鎌倉駅西口周辺の市街地整備

- 2-1 西口駅前広場の再整備
- 2-2 横浜銀行駐車場北側周辺の有効活用
- 2-3 広場・街路空間に見合う交通コントロール  
(ミニバスの導入、一般車等の制限等)
- 2-4 テアトル跡地の有効活用 (賑わい創出・交流施設、ミニバスの乗降場等)
- 2-5 大規模屋外看板の整序
- 2-6 公開空地(壁面後退等)等による歩行者環境の整備
- 2-7 金融機関駐車場の休日利用
- 2-8 景観のルールづくり (色彩・規模・デザイン等)

#### 3 市役所・御成小学校等の公共ゾーンの総合的まちづくり

- (市役所用地の有効活用)
- 3-1 市役所用地の中長期的有効利用
  - 3-2 市役所駐車場の有効活用 (駐車場の地下化、屋上市民広場の創出等)
  - 3-3 市役所玄関広場の修景整備 (観賞広場から使える広場へ)
  - 3-4 駐車場東側道路沿いを歩道拡幅用に提供・修景等  
(地域に開かれた御成小学校の活用等)
  - 3-5 講堂の保存と活用
  - 3-6 学校施設(校舎及びプール等)の地域開放の充実
  - 3-7 御成小学校東側道路沿いを歩道拡幅用に提供・修景等
  - 3-8 旧図書館用地の整備
  - 3-9 歴史的遺産等の活用による敷地周辺整備(歴史的環境づくり等)
  - 3-10 御成山の緑と歴史的景観の保全  
(中央図書館・福祉センター)
  - 3-11 中央図書館・福祉センター周辺の環境整備

#### 4 御成商店街の活性化と景観の創出

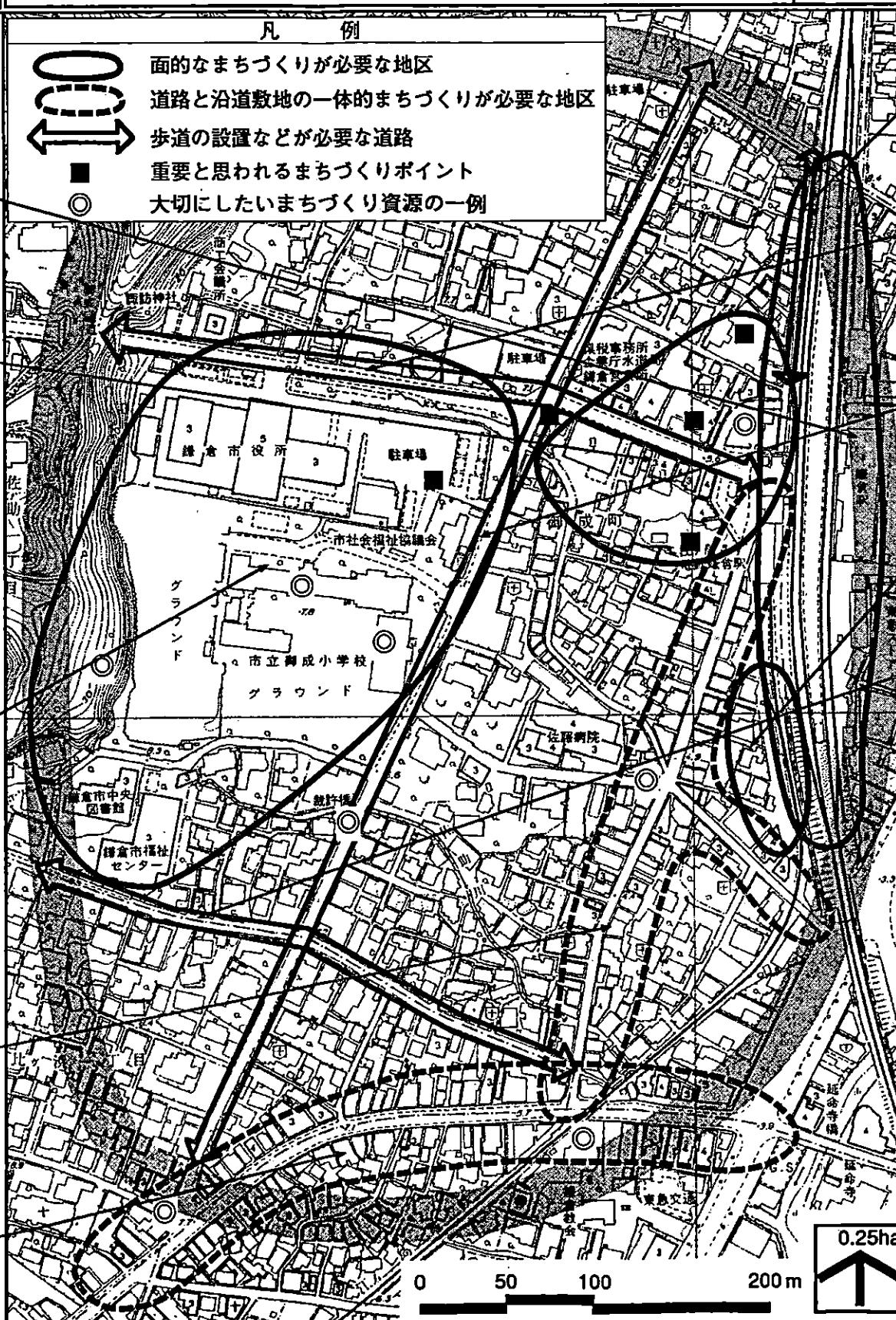
- 4-1 電線類の地中化
- 4-2 共同駐車場の整備
- 4-3 賑わい広場の創出
- 4-4 商店街活性化への支援 (空き店舗再利用への助成、商店街活性化への研究会の設置、コンサルタントの派遣等)

#### 5 由比ガ浜商店街の活性化と景観の創出

- 5-1 モデル商店街事業の推進
- 5-2 電線類の地中化
- 5-3 共同駐車場の整備
- 5-4 賑わい広場の創出

### 凡 例

- 面的なまちづくりが必要な地区  
道路と沿道敷地の一体的まちづくりが必要な地区  
歩道の設置などが必要な道路  
重要と思われるまちづくりポイント  
大切にしたいまちづくり資源の一例



#### 6 駅線路西側市道の道路環境整備 (舗石等)

- 7-1 都市計画道路藤沢鎌倉線の整備 (交差点改良等)
- 7-2 市役所交差点用地の取得とまちかど広場の整備
- 7-3 電線類の地中化

#### 8 今小路通りの道路環境整備

- 8-1 市役所交差点～元ローソン間、御成小学校～福祉センター入口  
交差点間の歩道整備等

#### 9 江ノ電駅舎南側の環境整備

- 9-1 東西歩行者連絡通路の新設
- 9-2 江ノ電駅舎南側用地の有効活用

#### 10 福祉センター～御成商店街間市道の道路環境整備

#### 11 共通事項

- 11-1 観光文化資源の保全・活用と案内板の設置  
(御成小講堂と埋蔵文化財・時計塔・六地蔵・裁許橋等)
- 11-2 大規模駐車場の敷地周囲の緑化
- 11-3 主要街路への愛称づけ(駅線路西側市道・福祉センター～御成商店街間市道・江の電踏切～御成小前T字路間市道等)
- 11-4 浸水対策
- 11-5 看板・サイン等のルールづくり
- 11-6 良好な景観への助成・表彰制度

#### <大切にしたいまちづくり資源の一例>

- 御成小学校・市役所用地の緑
- 御成山の緑と歴史的景観
- 市役所への緑のプロムナード
- 鎌倉駅ホームからの源氏山の眺め
- 御成小講堂や時計塔・六地蔵等の地域資産
- 旧安保小児科 (風致保存会事務所)

この資料は、古都中心市街地の地区ごとのまちづくりを検討する素材として作成したものであり、特定用地の土地利用について特段の制約を加えるものではありません。